

パッケージ型インフラ海外展開支援のための円借款の活用について

平成 23 年 8 月 19 日
外務省国際協力局
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局

円借款においては、これまで中進国（平成 21 年における一人当たり GNI が US\$ 3,946 以上、US\$ 6,885 以下の国。）に対しては分野を限定（「環境」、「人材育成支援」、「防災・災害対策」、「格差是正」。アフリカについてはこれに加え 2012 年度まで「広域インフラ」と「農業及び農村開発」を対象。）して供与し、また、中進国を超える所得水準の開発途上国（2009 年においては一人当たり GNI が US\$ 6,886 以上の DAC の途上国リスト掲載国。）に対しては、既に相当程度の開発水準に達しており、市場からの資金調達も可能との考え方から、供与条件を設定しておらず、原則として供与を行っていない。

しかしながら、中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国に対し、具体的なパッケージ型インフラ案件の受注や資源獲得等のために直接的に有効であることが確認出来る場合には、ケース・バイ・ケースで、戦略的かつ例外的に円借款を活用していく。

中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国とも、4 分野（アフリカについては 6 分野）に限定するが、具体的パッケージ型インフラ案件の周辺インフラ整備については、当該案件獲得のため必要があれば、ケース・バイ・ケースで検討する。

（了）